

香川県犯罪被害者等支援に関する指針



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

令和３年４月

(令和８年９月一部改正)

香 川 県

目 次

I	はじめに（指針策定の趣旨）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	指針の性格と基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III	犯罪被害者等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1） 県内の犯罪の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（2） 犯罪被害者等が置かれている状況・・・・・・・・	4
	（3） 県内の犯罪被害者等の声・・・・・・・・・・	5
IV	指針の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（1） 総合的対応窓口の設置状況・・・・・・・・・・	6
	（2） 県関係部局、市町及び関係団体との連携協力	7
V	5つの重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・	8
VI	重点課題と具体的な支援施策・・・・・・・・・・	10
資料	犯罪被害者等基本法・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	香川県犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・	35

I はじめに（指針策定の趣旨）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成１６年に、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」とする。）が制定され、基本法第５条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことと定められました。

これを受けて、県においても、平成１７年に「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、犯罪被害者等の平穏な生活を確保するため、市町や県警、民間支援団体である「かがわ被害者支援センター（以下「支援センター」とする。）」などと連携しながら、犯罪被害者等からの相談に応じ、情報提供や助言、その他の必要な支援を実施してきました。

こうした中、令和元年１１月県議会において採択された「犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願」の主旨等も踏まえ、これまでの犯罪被害者等への支援の取組みをあらためて整理して、より総合的かつ計画的な支援を行うことが望まれていることから、これまでの「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」とは別に、令和２年１２月１５日に「香川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」とする。）」を制定し、令和３年４月１日から施行したところです。

犯罪被害者等は、理不尽な犯罪被害に遭い、身体や財産のみならず、精神的にも被害が生じ、個々の状況に応じた必要な支援を受けることが必要不可欠であることから、条例第９条に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための「香川県犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」とする。）」を策定するものです。

Ⅱ 指針の性格と基本理念

この指針は、被害に遭われた直後から、犯罪被害者等の方々が望まれる息の長い支援が実施できるよう、県としての支援施策を体系的に整理・推進することを目的に、犯罪被害者等支援に関する基本方針や施策のほか、支援の推進に必要な事項を定めるものです。

また、条例第3条に掲げる下記の4つの基本理念のもと、犯罪被害者等支援に取り組み、犯罪被害者等が受けた様々な被害の早期の回復・軽減を図ることで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指すものです。

- ① 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ② 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- ③ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- ④ 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

Ⅲ 犯罪被害者等の現状

(1) 県内の犯罪の状況

①全刑法犯の認知件数

全刑法犯の認知件数は、平成16年以降は年々減少の傾向にあり、令和3年は3,801件と戦後最少を記録していましたが、令和4年以降は増加し、令和7年は6,334件となっています。

罪種別	令和5年	令和6年	令和7年
総数	5,761	5,858	6,334
凶悪犯	33	59	53
粗暴犯	494	401	409
窃盗犯	3,263	3,203	3,435
知能犯	851	1,012	1,254
風俗犯	104	182	160
その他の刑法犯	1,016	1,001	1,023

※資料：県警調べ

②凶悪犯の認知件数

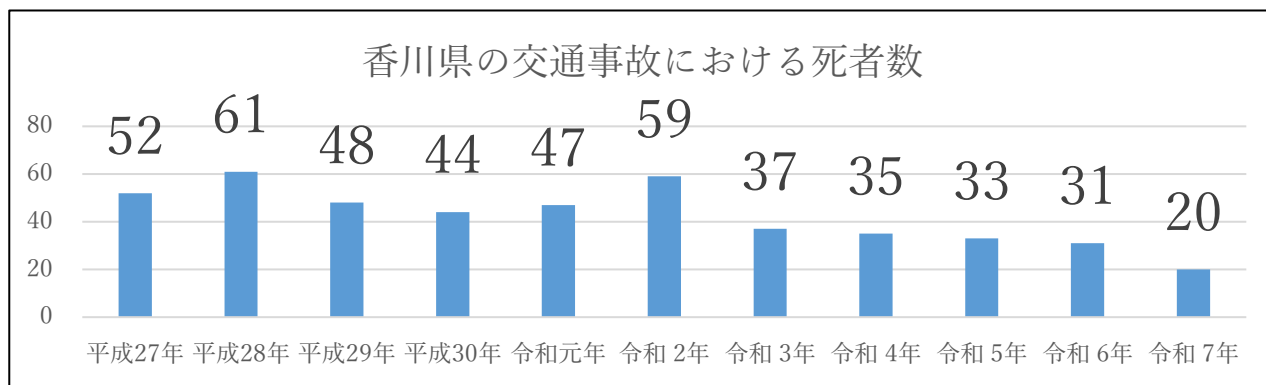
令和7年における凶悪犯の認知件数は53件であり、令和6年に比べて6件減少しています。

罪種別	令和5年	令和6年	令和7年
総数	33	59	53
殺人	4	15	1
強盗	5	6	8
放火	6	9	2
不同意性交等	18	29	42

※資料：県警調べ

③交通事故死者数

令和7年における交通事故死者数は20人となり、5年連続減少で、昭和23年の統計開始以降で最も少なくなりました。

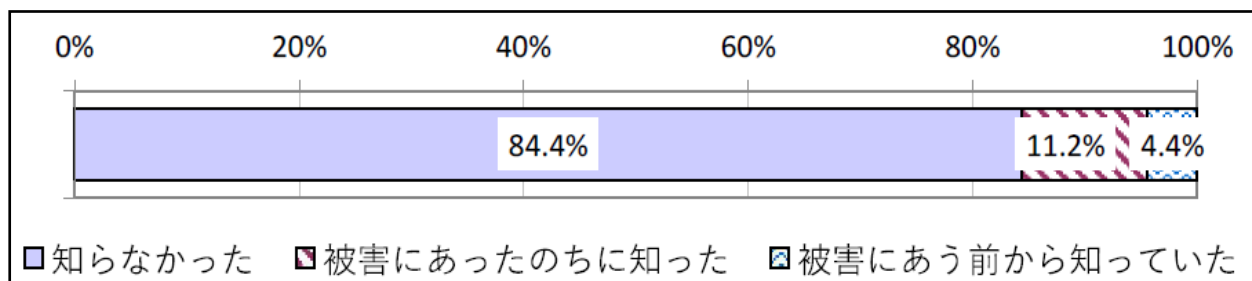


※資料：県警調べ

(2) 犯罪被害者等が置かれている状況

① 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の認知度

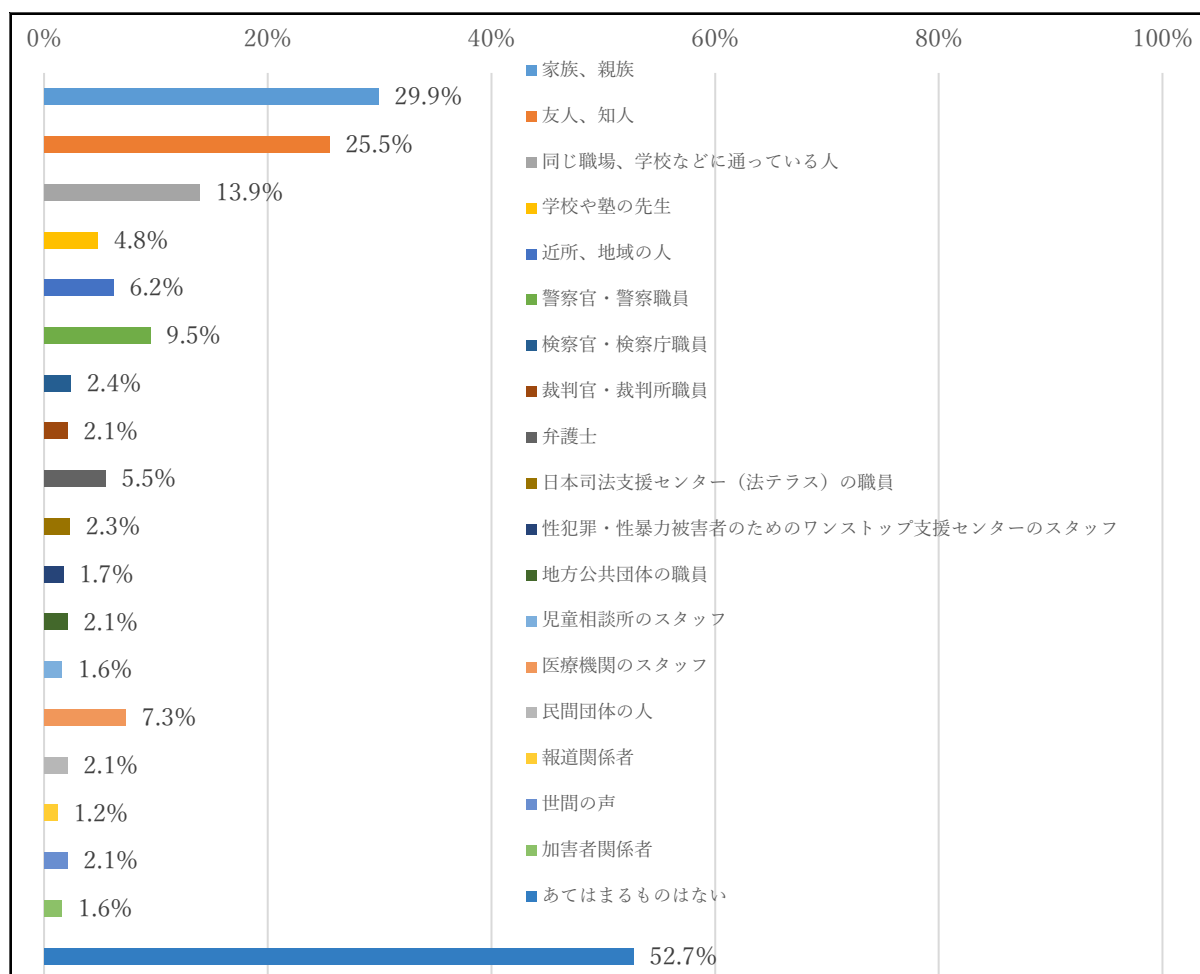
令和5年12月に、警察庁が実施した犯罪被害類型別等調査によると、犯罪被害者等の総合的対応窓口の認知状況としては、「知らなかった」との回答比率が84.4%と高くなっています。



※資料：犯罪被害類型別等調査（令和5年12月警察庁実施）

② 犯罪事件直後に受けた言動等で支えられた経験・相手

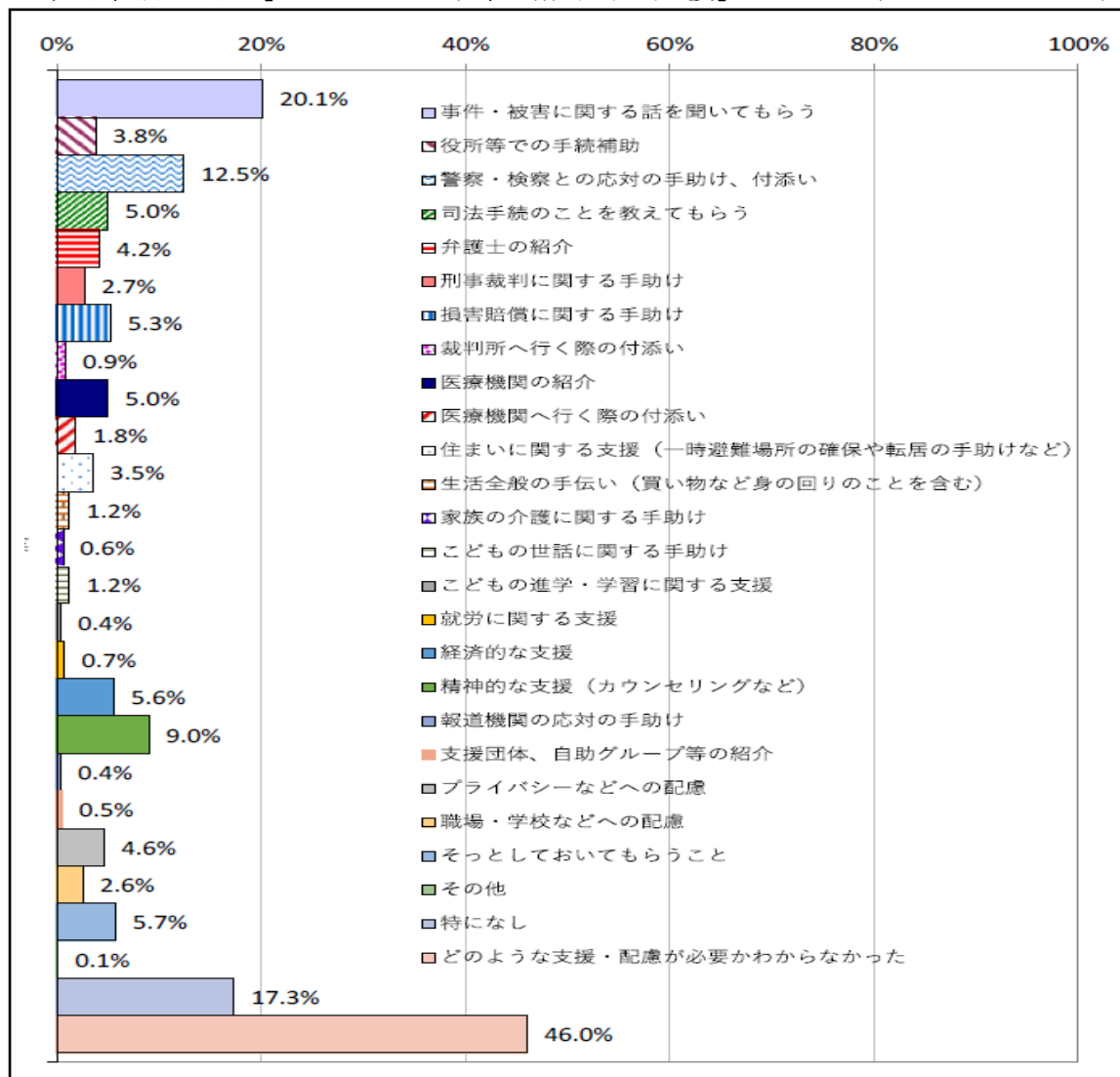
犯罪被害類型別等調査によると、犯罪被害者等に対し、事件後に、人々の言動や態度によって精神的・情緒的に支えられたと感じたことがあるか、ある場合その相手について尋ねたところ、「家族、親族」との回答比率が29.9%と高く、次いで「友人、知人」が25.5%、「同じ職場、学校等に通っている人」が13.9%となっています。「あてはまるものはない」との回答比率は52.7%となっています。



※資料：犯罪被害類型別等調査（令和5年12月警察庁実施）を元に作成

③犯罪被害直後の支援ニーズ

犯罪被害類型別等調査によると、犯罪被害者等に対し、被害直後に必要とした手助け・支援を尋ねたところ、被害直後の支援ニーズとして、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」の回答比率が20.1%と高く、次いで「警察・検察との対応の手助け、付き添い」が12.5%、「精神的な支援」が9.0%となっています。



※資料：犯罪被害類型別等調査（令和5年12月警察庁実施）

（3）県内の犯罪被害者等の声

これまで、支援センターで対応した犯罪被害者等の方々からは、下記のように、支援に関する切実なご意見があります。

- ・ 遺族の想いに理解を深めて欲しい。
- ・ 加害者からの被害弁済が受けられない。
- ・ 犯罪被害者やその家族に対し、支えてくれる人々や、社会的・経済的な援助があれば、少しは日々の生活が違ってくる（改善されてくる）のではないかと思います。
- ・ 犯罪被害後に、経済的困窮に陥る方々に対し、経済的支援が必要と考える。

など

Ⅳ 指針の推進体制

(1) 総合的対応窓口の設置状況

香川県では、県及び全ての市町において、総合的な対応窓口を設置しており、犯罪被害者等に対する相談対応を行っています。

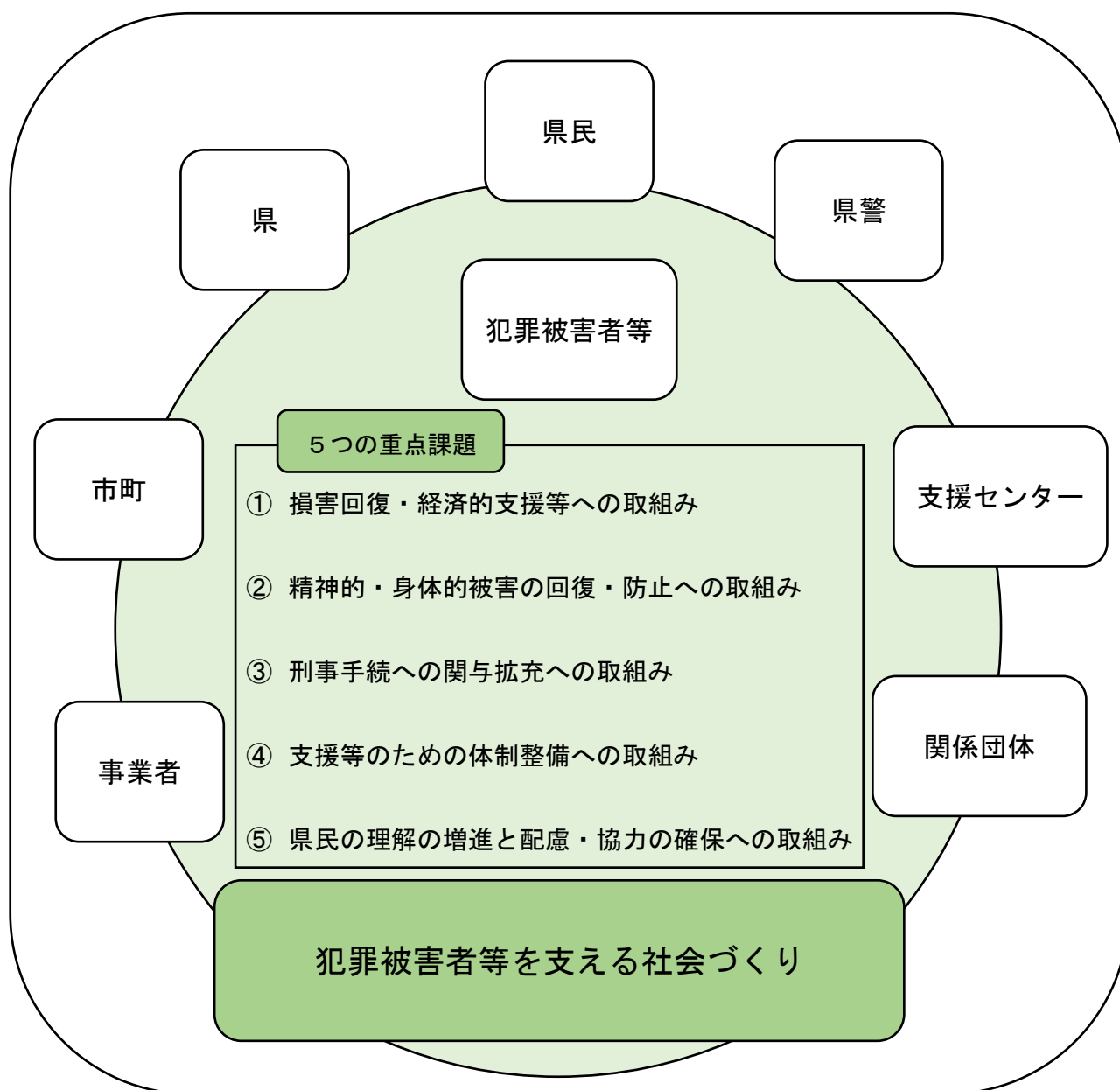
<総合的対応窓口一覧>

番号	市 町 名	担当課名
1	香川県	くらし安全安心課
2	高松市	くらし安全安心課
3	丸亀市	生活環境課
4	坂出市	危機管理課
5	善通寺市	くらし支援課
6	観音寺市	地域支援課
7	さぬき市	危機管理課
8	東かがわ市	危機管理課
9	三豊市	総務課
10	土庄町	総務課
11	小豆島町	総務課
12	三木町	住民健康課
13	直島町	住民福祉課
14	宇多津町	総務課
15	綾川町	総務課
16	琴平町	企画防災課
17	多度津町	総務課
18	まんのう町	総務課

(2) 県関係部局、市町及び関係団体との連携協力

指針の円滑な推進に当たっては、県民の理解と協力のもと、県の関係部局や市町、関係団体等で役割分担を明確化し、相互協力及び連携を図りながら、5つの重点課題に対し、支援を推進していく必要があります。（詳細は、「Ⅴ 5つの重点課題」）

<施策連携のイメージ>



V 5つの重点課題

県における犯罪被害者等の現状や生の声、これまでの犯罪被害者等支援に関する取り組み及び警察庁が定める犯罪被害者等基本計画を踏まえ、犯罪被害者等への支援に関する5つの重点課題を設定し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

重点課題1 損害回復・経済的支援等への取り組み

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくありません。また、自宅が事件現場になったり、加害者から逃れたりするため、住居を移す必要が生じることもあるほか、犯罪等による被害そのものによる影響や当該影響等についての雇用主の無理解、それらに起因する職場での孤立感等の理由から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくありません。

犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害については、第一義的責任を負うのは加害者であるにもかかわらず、加害者に支払う意思や資力がないなどの理由から加害者の損害賠償責任が果たされず、被害の回復につながらないといった指摘や加害者への賠償の請求等に当たって心理面を含む様々な負担もあるとの指摘もあります。このような犯罪被害者等が直面している経済的困難を打開するため、犯罪被害者等が民事上の損害賠償請求等を行うに当たっての負担を軽減し、加害者の損害賠償の履行を促していくとともに、犯罪被害者等のための支援制度のほか、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用できる社会保障等の制度を活用していくことも含め、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取り組み等を行います。

重点課題2 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み

犯罪被害者等が犯罪等により受ける心身への被害に対しては、その内容や特性に応じた治療や支援を実施する必要があります。身体的被害については、急性期の症状や後遺障害といった被害の状態に応じ、犯罪被害者等を適切な医療等につないでいく必要があります。精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自らの生命の危機、家族の喪失、性的被害等のトラウマ（心的外傷）体験によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対しては、心のケアや治療等に当たる体制の構築が必要です。

また、犯罪被害者等は、友人、近隣の住民、無関係の第三者等の言動、支援に携わる関係機関・団体の職員等の言動によりいわゆる二次的被害を受けることもあります。犯罪被害者等が再び被害に遭うことがないよう、安全確保の方策を講じたうえで、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止のための取り組みを行います。

重点課題3 刑事手続への関与拡充への取り組み

事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとっての希望である上、その被害の回復に不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もあります。各種刑事手続等が、社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成、医療観察対象者の病状の改善や社会復帰等の様々な要請に応えるものでなければなりません。

んが、そのことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、これらの手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組みを行います。

重点課題4 支援等のための体制整備への取組み

犯罪被害者等が、重点課題1～3にあげたような取組みにたどり着くことができるように体制を整備する必要がありますが、犯罪被害者等は精神的に過酷な状況に置かれ、支援に携わる機関・団体が多数あるために受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からないことがあります。その上、支援を受けるに当たって複数の機関・団体を訪れ、同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害のリスクも指摘されています。

また、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができる」ようになるには、時に長い時間を要することから、その間に变化する犯罪被害者等のニーズを適時適切にくみ取り、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつないでいくという、途切れない支援を提供する体制を整備することが求められます。

県では、犯罪被害者等の負担軽減と円滑な支援のため、令和8年4月1日から多機関ワンストップサービスの運用を始めました。県が中核となるコーディネーターを務め、支援を行う関係機関・団体との調整を図ることによって、犯罪被害者等に適時適切な支援を行う体制の構築に取り組みます。

重点課題5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み

犯罪被害者等は、犯罪等により心身や財産に被害を受けた後、周囲の人々の支えや関わりを通じて被害からの回復を果たす場合がある一方で、悪意、誤解、無理解、無関心等による言動に傷つけられるという二次的被害を受ける場合があります。

また、周囲からの二次的被害に対する恐れ等から、自らの状況や心情を打ち明けることをためらい、孤独や孤立を深めてしまうこともあります。このことは、関係機関・団体等が犯罪被害者等を経済的・精神的に支援する道を狭めることにもつながり、被害からの回復をますます遠のかせる原因ともなります。

犯罪被害者等が置かれている状況等に対する県民の理解を増進させるとともに、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等施策への協力を確保していくことは、犯罪被害者等施策全体に通底する重要なものであります。

犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等施策について、県民に広く深く行き渡るよう、当事者以外にも分かりやすいものとなるよう配慮しながら教育や広報啓発活動に取組みます。

VI 重点課題と具体的な支援施策（令和８年４月現在）

（１）損害回復・経済的支援等への取組み

１．犯罪被害者等の損害回復に関する施策		
事業項目	事業内容	担当課
損害賠償の請求に関する経済的支援制度の周知	下記の経済的支援制度等について、県民への周知を図る。 ①(公財)犯罪被害救援基金による奨学金給付等 ②日本司法支援センター（通称：法テラス）による民事法律扶助制度等 ③(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構の調停等による自賠償保険金の支払適正化 ④(公財)日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等 ⑤(独)自動車事故対策機構・(公財)交通遺児育英会・(公財)交通遺児等育成基金等 ⑥ひき逃げ・無保険車事故等の被害者に対する政府保障事業 ⑦(公社)かがわ被害者支援センターによる無料法律相談 ⑧性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」による無料法律相談 ⑨県において実施している再提訴費用の助成等の経済的支援制度 など	くらし安全安心課
再提訴費用の助成	犯罪被害者等は、加害者から十分な賠償を受けられないことが多く、賠償を受けられていない犯罪被害者等が、時効により賠償請求をあきらめることがないよう、犯罪被害者等が、加害者に対して有する損害賠償請求権の時効を更新させるために行う再提訴の費用を助成する。	くらし安全安心課
損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容の充実を図る。また、当該冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センター等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会や様々な広報媒体等を活用し、当該制度を周知する。	警察本部

犯罪被害者等給付金の支給に伴い取得する債権の管理の過程における犯罪被害者等への配慮	犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が加害者に対して取得する債権に関し、法令にのっとり管理を行う中で、犯罪被害者等の心情や損害賠償の受取に最大限配慮する取組について、事例に即して不断に検討し、実施する。	警察本部
被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施等	犯罪被害者等からの届出や相談内容も踏まえて、被害金の振込先口座に関して金融機関に対する迅速な凍結依頼を確実に実施するとともに、犯罪被害者等に対し、被害回復に資する各種制度を教示するなど、被害の拡大防止及び被害の回復に努める。	警察本部
暴力団犯罪による被害の回復の支援等の充実	暴力団犯罪による被害の回復に向け、香川県暴力追放運動推進センターや香川県弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、犯罪被害者等に対する助言や交渉場所の提供等の援助、損害賠償請求訴訟の提起に際しての暴力団情報の提供や保護対策等の訴訟支援等の充実を図る。	警察本部

2. 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
見舞金の給付	犯罪被害者等が被害直後に経済的困窮に陥ることを防止するため、故意の犯罪行為により、犯罪被害者が死亡し、又は重傷病を負った場合に、犯罪被害者又はその遺族に対して見舞金を給付する。	くらし安全安心課
交通遺児助成金	香川県交通安全県民会議が行っている香川県交通遺児助成金に関する問い合わせに応じる。	くらし安全安心課
犯罪被害給付制度の改善等	犯罪被害給付制度について、犯罪被害者等から寄せられた要望も踏まえて、適正な運用を徹底するとともに、関係機関・団体等の協力を得つつ、香川県公安委員会による裁定のための調査の円滑な実施を図る。 また、被害直後の一時的な経済的負担の緩和を求める要望等を踏まえ、犯罪被害者等給付金について、全ての事案において仮給付を検討したり、複数回の仮給付を検討したりするなど、給付金の種別ごとの性質を踏まえた仮給付制度を積極的に活用する。	警察本部

公費負担制度の充実した運用	性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用、身体犯被害者の診断書料、カウンセリング費用、司法解剖後の遺体搬送費・遺体修復費、緊急避難場所の確保に要する経費、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費等の公費負担制度の活用を積極的に推進するとともに、これらの制度を周知する。 また、これらの公費負担制度ができる限り全国的に同水準の、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、警察庁において実施する制度の整備・活用の状況に関する調査結果を踏まえた取組を推進する。	警察本部
市町における公営住宅への入居における特別の配慮の促進	各市町犯罪被害者等支援施策担当課を通じて、各市町公営住宅担当課に対し、犯罪被害者等に対する優先入居や単身入居などの配慮を行うように働きかける。	くらし安全安心課
公営住宅への入居における特別の配慮	犯罪被害者等に対して、登録入居や単身入居などの配慮を行う。	住宅課
民間賃貸住宅への入居における配慮	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、犯罪被害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の普及に向けた広報・啓発活動を推進する。	住宅課
事業者等への犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動の実施	犯罪被害者等支援に関するリーフレット等を活用し、事業者等に向けて、犯罪被害者等支援について理解を深めるための広報啓発活動を実施する。	くらし安全安心課
労働相談窓口の設置等	労使関係の安定に資するため、労働政策課内に専門の相談員を配置した労働相談窓口を設置し、相談者に対し、問題の解決に向けての助言や必要な情報の提供に努めるとともに、労働条件や賃金等に係る相談の場合は、所轄の労働基準監督署の紹介を行う。	労働政策課

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組み

1. 精神的・身体的被害からの回復に関する施策		
事業項目	事業内容	担当課
性暴力被害者への支援の充実	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」に相談のあった性暴力被害者の経済的負担軽減のため、診察料及び処置料、検査費用、緊急避妊措置料、診断書料等を公費で負担するとともに、警察への被害申告を躊躇している被害者のうち希望する者から、性犯罪捜査に有用な証拠の採取・保全を行う。また、支援の円滑な実施にあたり、香川県産婦人科医会等の関係機関との連携を図る。 また、「オリーブかがわ」を利用し、緊急避妊措置を受けたにも関わらず妊娠した場合の人工妊娠中絶費用を公費で負担する。 性暴力によって精神的被害を受けた被害者等の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士による心理カウンセリングを実施し、費用を公費で負担する。	男女参画・県民活動課
性別による差別的取扱いに係る相談・支援	香川県社会福祉総合センター3階の男女共同参画センター「ふらっとぴあ香川」において、性別による差別的取扱いや、夫婦、家族、その他の人間関係などに関する県民の悩みや相談に適切に対応するとともに、専門家によるカウンセリング等の支援を行う。	男女参画・県民活動課
臨床心理士による心理カウンセリングの充実	犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、かがわ被害者支援センターにおいて、心理カウンセリングを必要とする犯罪被害者等が、より一層、心理カウンセリングを受けられるよう、相談体制を充実させる。	くらし安全安心課
生活福祉資金貸付制度に関する問い合わせ・相談	社会福祉協議会が実施主体である生活福祉資金貸付制度に関する問い合わせ、相談に応じるとともに、制度の周知を図る。	保健福祉総務課
生活困窮者自立支援制度による相談・支援	就労その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。	保健福祉総務課
生活保護による支援	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立を助長する。	保健福祉総務課
救急医療体制の整備	事故や急病などの場合に、いつでも、どこでも、適切な医療が受けられるよう、救急医療体制の整備に努める。	医療政策課

医療相談窓口の設置	県民の医療に関する相談の利便性の向上、医療機関における患者サービスの向上、患者及びその家族と医療機関との相互の信頼に基づく医療の推進に寄与することを目的として、県民の医療に関する相談、苦情、情報提供等の窓口となる「医療相談窓口」を開設し、各種の相談等に応じる。 (開設場所) 医療政策課、小豆総合事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、高松市保健所	医療政策課
医療機関に関する情報の提供	医療情報ネットにより、インターネットを通じて、休日当番医や県内医療機関の診療科目、所在地、バリアフリー、在宅医療等の様々な情報を提供するとともに、香川県広域災害・救急・周産期医療情報システム（通称「医療 Net さぬき」）により、救急隊に配備されている携帯端末等を使い、救急隊と救急医療機関等が最新の情報を共有し、迅速かつ的確な救急対応を行う。	医療政策課
障害者虐待に対する相談支援体制の充実	障害福祉相談所に「障害者権利擁護センター」を設置し、市町虐待防止センター等の関係機関との連携協力体制を整え、平日のみならず、休日・夜間も含め、障害者虐待に対する相談や通報・届出に係る迅速な対応を行う。	障害福祉課
児童虐待や配偶者等の暴力に対する夜間・休日対応の充実	子ども女性相談センターにおいて、Eメール相談や休日・夜間の電話相談など、児童虐待や配偶者等からの暴力に対する相談支援を行う。	子ども家庭課
犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるとともに、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。また、部外 of 精神科医、公認心理師及び臨床心理士を活用するなどして、犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮する。	警察本部

被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進	被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及び少年相談専門職員に対する講習や研修等により、カウンセリングの技法等の専門技術や被害少年の立ち直り支援に必要な専門知識等を修得させるよう努めるほか、これらの専門的能力を備えた職員の配置に努める。また、被害少年に対し、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介を行うとともに、少年補導職員等が臨床心理士等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進する。	警察本部
------------------------------------	--	------

2. 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
捜査における配慮等	警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。	警察本部
被害児童からの事情聴取における配慮	警察、検察庁、児童相談所等の連携体制を強化するとともに、警察、検察庁及び児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、警察、検察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を推進する。 また、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して推進する。 さらに、犯罪被害者等となった児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図る。	警察本部
障害のある者からの事情聴取における配慮	障害のある犯罪被害者から聴取をする際、その者の特性を十分に理解し、聴取を行う時間や場所等について配慮がなされるよう取り組むとともに、その障害の程度等を踏まえ、適切な措置が講じられるよう取り組む。	警察本部

3. 再被害の防止等の安全確保に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
再被害防止措置の推進	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設、地方更正保護委員会及び保護観察所と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。 また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施する。	警察本部
人身安全関連事案への対策	ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（人身安全関連事案）については、認知した段階では危害を加えられる危険性及び切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、各都道府県警察本部の対処体制において情報集約及び対処を統括する幹部（司令塔）の下、間隙を生じさせない、真に実効性のある体制を構築するとともに、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）の適時的確な適用をはじめとする関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止や、被害者の保護措置等の組織的な対応を推進する。 また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けるほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進する。 さらに、「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。平成 29 年 4 月 24 日改訂・令和 4 年 7 月 15 日改訂）を踏まえ、関係機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援、調査研究・広報啓発活動等、加害者対策及び犯罪被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進するほか、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、必要な教育を行う。	警察本部

保護対策の推進	暴力団等による犯罪の被害者等に対する報復等を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。	警察本部
再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等	配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、香川県子ども女性相談センター等との連携を強化する。また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制及び学校警察連絡協議会等の組織の活用を図るとともに、加害少年及びその保護者に対する非行防止及び立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。 さらに、犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行う。	警察本部
児童虐待の相談及び被虐待児の保護	相談・通告に基づき、関係機関と連携して情報の収集を行うとともに、緊急性の判断を行い、必要に応じて一時保護や施設入所等による保護を行うほか、関係機関と協議してその他の必要な支援を行う。	子ども家庭課
配偶者等からの暴力被害者への援助	配偶者等からの暴力に関する相談や、被害者のカウンセリングを行うとともに、被害者及び同伴家族の一時保護、あるいは施設入所による保護を行うとともに、被害者の自立支援・保護命令利用等についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整を行う。	子ども家庭課

（３）刑事手続への関与拡充への取組み

１．捜査、公判等の段階における関与等に関する施策		
事業項目	事業内容	担当課
捜査に関する適切な情報提供等	捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。 また、必要に応じ、地方公共団体、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。	警察本部

告訴への適切な対応	犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置をとる場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とはいえない場合もあるが、引き続き、告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努める。	警察本部
医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。 また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。 さらに、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。	警察本部
犯罪被害者等のための施設整備等	事情聴取時における相談室及び被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの照明及び内装について犯罪被害者等の心情に配慮するなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図る。	警察本部

2. 加害者の処遇段階における関与等に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
—	—	—

(4) 支援等のための体制整備への取組み

1. 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策		
事業項目	事業内容	担当課
性暴力被害者への支援の充実	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、被害直後からの被害者等への総合的な支援（電話・面談相談、付添支援、産婦人科等医療、心理カウンセリング、捜査関連の支援、法律相談）を行う。	男女参画・県民活動課
性別による差別的取扱いに係る相談・支援	香川県社会福祉総合センター3階の男女共同参画センター「ふらっとぴあ香川」において、性別による差別的取扱いや、夫婦、家族、その他の人間関係などに関する県民の悩みや相談に適切に対応するとともに、専門家によるカウンセリング等の支援を行う。	男女参画・県民活動課
人権相談窓口の設置	人権相談員が、人権に関する相談を「電話」、「面接」により実施し、必要な助言や情報の提供、関係機関への紹介、取次ぎを行う。	人権・同和政策課
総合的対応窓口の充実の <u>促進</u>	くらし安全安心課内に、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的対応窓口を設置し、警察本部の犯罪被害者等支援担当部署とともに、関係機関・団体との総合的な調整を行う。また、犯罪被害者等が行う県の手続については、ワンストップで対応するとともに、各市町においても、ワンストップ対応が実施されるように働きかける。	くらし安全安心課
多機関ワンストップ体制の運用	県が犯罪被害者等支援に携わる機関・団体間のコーディネーターの役割を担えるよう、コーディネート機能を強化するとともに、個別の犯罪被害者等の支援計画を決定するための関係機関・団体による支援調整会議を開催し、多機関での支援体制の運用を図る。	くらし安全安心課
犯罪被害者等支援等の周知	犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先をまとめたリーフレットを作成し、関係機関・団体等に配付して、犯罪被害者等に適切な情報提供が行われるよう支援する。	くらし安全安心課
弁護士による法律相談の充実	犯罪被害者等が抱える法的問題の解決に資するため、かがわ被害者支援センターにおいて、法律相談を必要とする犯罪被害者等が、より一層、法律相談を受けられるよう、相談体制を充実させる。	くらし安全安心課
交通事故相談事業の推進	交通事故による被害者や、その家族に対する損害賠償等の相談に対応するため、交通事故相談所での専門の相談員による無料相談のほか、交通事故相談所が未設置の市町において巡回無料相談を行う。	くらし安全安心課

教育相談窓口 の設置	不登校やいじめ、心の健康に関する問題などの学校教育や家庭教育に関する相談を「来所」「電話」「メール」「FAX」により実施しており、臨床心理士又は県教育センター相談員による相談や、他の相談機関の紹介等を行っている。	教育委員会 教育センター
問題行動等相 談推進事業の 推進	暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止や早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等チーム学校の専門スタッフを派遣するなど、学校現場の教育相談体制の充実を図る。	教育委員会 義務教育課
高校中退等対 策事業の推進	高校中退や不登校等の問題を解決するため、教育相談体制を充実するとともに、学校、家庭、地域社会との連携のもと、生徒一人ひとりに即したきめ細かな指導等を推進する。	教育委員会 高校教育課
児童虐待の早 期発見・早期対 応	健康診断や救急処置等、児童虐待を早期に発見しやすい機会を活かし、子供が発するサインを見逃さないよう努めるとともに、健康観察の目的やその重要性について、全教職員で共通認識を持ち、必要な情報を共有し、児童虐待を発見した場合は、関係機関と連携し、早期に対応する。	教育委員会 保健体育課
児童虐待の防 止及び早期発 見・早期対応 のための教育訓 練等	児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待担当者の専門的知識・技能の向上に努める。 また、児童相談所等の関係機関との連携や、児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養に、警察本部に設置している「児童虐待対策官」に従事させるなど、児童虐待への対応力の一層の強化を図る。	警察本部

相談体制の充実等	全国統一番号の警察相談専用電話（「＃9110」番）、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（「＃8103（ハートさん）」）、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるなどして、性犯罪被害や児童、障害者又は外国人が受けた被害をはじめとした潜在化しやすい被害の発見につながる相談体制の充実を図る。 また、性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。 さらに、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。 加えて、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を行うとともに、死亡事故の遺族等から、当該事故の加害者に対する意見聴取の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合には必要な情報を提供するなど、適切な対応に努める。	警察本部
指定被害者支援要員制度の活用	指定被害者支援要員が、事件発生直後から犯罪被害者等への付き添い、相談対応、情報提供等を行うほか、関係機関・団体等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行う指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等を充実させる。特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう、必要に応じて香川県警察特別被害者支援本部（オリーブ支援隊）の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備及び訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当部門及び捜査担当部門が連携強化を図る。	警察本部

関係機関・団体との連携・協力の充実・強化	警察本部又は警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会について、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。また、同被害者支援連絡協議会の活用により、地方公共団体や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携を強化するとともに、犯罪被害者等に対し、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行うよう努める。	警察本部
性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実	男性、性的マイノリティ、障害者等を含む多様な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、相談窓口等の周知を含め官民が連携した広報啓発を実施するとともに、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう研修機会の充実等により支援に携わる人材の育成に努めるなど、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実を図る。	警察本部
被害少年等が相談しやすい環境の整備	被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、香川県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を行う。 また、少年サポートセンターの警察施設外への設置、カウンセリング等の場所の確保、少年補導職員の積極的な配置等の少年サポートセンターの被害少年に対する支援体制の充実を図るとともに、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等の被害少年等が相談しやすい環境の整備を引き続き推進する。	警察本部
被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進	研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。	警察本部

2. 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施	犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担を軽減すること等に活用できる「被害者手帳」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への迅速な提供に努める。 また、これらの「被害者手帳」やパンフレット等に、刑事に関する手続や犯罪被害者等の保護・支援のための制度等の各種情報を分かりやすく取りまとめて掲載する。 さらに、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組について、犯罪被害者等の心理的負担等に配慮しつつ進める。	警察本部
関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	ア 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、相談窓口において犯罪被害者等の要望に応じて、警察及び当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するほか、地方公共団体における総合的対応窓口や支援制度等の周知を図る。 また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁等の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を必要とする犯罪被害者等に提供するよう努める。 さらに、犯罪被害者支援を担当する職員に対して、地方公共団体が持つ支援制度や犯罪被害者等支援コーディネーター、総合的対応窓口等との連携に関する研修を実施する。 イ 犯罪被害者等に関する手続や支援制度等を教示するための外国語版資料について、都道府県の実情に応じて作成し、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。	警察本部

性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」に関する広報、相談窓口における性犯罪被害者に対する支援制度の紹介等、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。 また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。	警察本部
犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努める。また、民間被害者支援団体による支援が、全国的に一定以上の水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同団体の運営及び活動に協力する。さらに、犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて犯罪被害者本人の心理的な回復及びグリーフケア（大切な人を失い、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取組）の重要性にも配慮し、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介を行うとともに、同グループの活動に資する必要な協力を行う。	警察本部
海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関・民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、支援制度に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の必要な支援を行う。	警察本部

3. 民間の団体による活動への援助に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
民間の団体に対する支援の充実	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助の充実に努め、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援を行うとともに、同民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。 また、同民間の団体に対して、犯罪被害者等のニーズに応じた適切かつ充実した支援活動を行うための指導・助言及び協力を行う。 さらに、関係府省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を、希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなど、関係府省庁や同民間の団体等における犯罪被害者等のための新たな制度及び取組について情報提供を行う。	くらし安全安心課 警察本部
犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものは、その効果の波及性等を踏まえて後援する。 また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、政府広報等との連携のほか、SNS等の様々な広報媒体を通じて、その意義・活動について広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。 さらに、関係府省庁及び地方公共団体の主体的な協力を得て、民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、地方公共団体に対し、民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛ける。	警察本部

4. 人材育成及び調査研究に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
研修会の実施	県、市町等の犯罪被害者等支援施策担当者等を対象に研修会を実施し、施策の総合的な推進や相談・情報提供に必要な基礎的知識等を修得するとともに、関係各課等との協力体制を構築する。	くらし安全安心課

研修の充実等	ア 採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。その際、犯罪被害者等による講演を組み込むなど、二次被害の防止や犯罪被害者等への対応を確実に行うための教養の充実を図る。また、特に、指定被害者支援要員等の犯罪被害者等を担当する職員に対し、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行う。これらの教養を行うに当たっては、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童、障害者及び外国人をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に係る内容を盛り込むなど、その充実を図る。 イ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、学校教養等の研修を推進する。 ウ 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、学校教養等の研修を推進する。	警察本部
犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮	犯罪被害者等支援に携わる警察職員は、犯罪被害者等と間近に接し、時にはその感情の表出に直面することにより、極めて強いストレスを受ける場合があることから、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、又は臨床心理士によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講ずる。	警察本部
犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	専門的知識を必要とする被害者支援担当部署に配置された実務担当者に対し、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体との連携要領、犯罪被害者等支援の実践的技能を習得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習等を含む専門的な研修のほか、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的及び実践的・専門的な教育等を充実させる。	警察本部

(5) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み

1. 学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
人権・同和教育教職員ハンドブックの作成・配布	「人権・同和教育教職員ハンドブックみんなですすめる人権・同和教育」に、個人情報権課題として犯罪被害者等に対する課題を取り上げ、県内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全教職員に配布し、犯罪被害者等対策への認識を深める。	教育委員会 人権・同和教育課
「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	教育委員会等の関係機関と連携し、中学生、高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」及び命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。	警察本部

2. 県民に向けた広報啓発に関する施策

事業項目	事業内容	担当課
県民等に対する犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動の実施	犯罪被害者等支援に関するリーフレット等を作成・配布するなど、関係機関・団体等とも連携したうえで、広く県民等に対して、犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を実施する。	くらし安全安心課
「犯罪被害を考える月間」による広報啓発活動の実施	国が定める「犯罪被害者月間（11/1～12/1）」に合わせて、「犯罪被害を考える月間（11/1～12/1）」を定め、期間中に、県警、民間支援団体等と連携して、広報・啓発活動を集中的に実施する。	くらし安全安心課
交通安全広報・啓発活動の実施	交通事故被害者等の視点に立ち、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等について県民に理解と配慮、協力を促すため、交通安全広報や啓発活動に努める。	くらし安全安心課
各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発の実施	犯罪被害者等支援に関する県民の理解を増進するため、広報啓発のための集中的な強化期間として設定した「犯罪被害者月間（毎年11月1日から12月1日まで）」を中心に、関係機関・団体等と連携・協力し、創意工夫を凝らした効果的な広報啓発活動を実施する。	警察本部

広報啓発手法 や媒体の多様 化	犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、県民の関心を喚起し、その理解を深めるほか、関係府省庁や地方公共団体、民間団体等の施策や取組の周知のため、相互連携・協力の下、ウェブサイト・SNS、広く県民の目にとまる街頭広告等を活用し、広報啓発手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報啓発を行う。	広聴広報課 警察本部
犯罪被害者等 に関する情報 の保護	犯罪被害者の実名発表・匿名発表については、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見を尊重しつつ、報道の自由及び国民の知る権利を理由とする実名発表の要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。 また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	警察本部
犯罪被害者等 の個人情報の 保護に配慮し た地域におけ る犯罪発生状 況等の情報提 供の実施	犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。	警察本部
交通事故被害 者等の声を反 映した県民の 理解の増進	交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等の作成及び交通安全講習会における配布、交通安全の集い等における交通事故被害者等による講演の実施、交通事故被害者等による手記及び講話を取り入れるなどして交通事故被害者等の声を反映した各種講習の実施並びに交通事故に関する事故類型、年齢層別等のデータの公表により、交通事故被害者等の置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等に関する県民の理解の増進に努める。	警察本部

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第10条）

第2章 基本的施策（第11条―第23条）

第3章 犯罪被害者等施策推進会議（第24条―第30条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第 24 条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第 25 条 会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

(会長)

第 26 条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 27 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 28 条 前条第 1 項第 2 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 29 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

香川県犯罪被害者等支援条例（令和２年香川県条例第43号）

目次

第１章 総則（第１条―第10条）

第２章 基本的施策（第11条―第20条）

附則

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （２） 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- （３） 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- （４） 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動により生ずる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の当該犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- （５） 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第１項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第３条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- ２ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- ３ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- ４ 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第10条 県及び市町その他犯罪被害者等支援に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る助言及び補助、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第17条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第18条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第19条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。